

伊賀市
新型インフルエンザ等対策行動計画
(案)

令和8年 月
伊賀市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	- 1 -
　　第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	- 1 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 2 -
　　第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	- 4 -
第1節 市行動計画の作成	- 4 -
第2節 市行動計画改定の目的	- 5 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 6 -
　　第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等	- 6 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	- 6 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 7 -
第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 11 -
(1) 有事のシナリオの考え方	- 11 -
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	- 12 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 15 -
(1) 平時の備えの整理や拡充	- 15 -
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え	- 16 -
(3) 基本的人権の尊重	- 17 -
(4) 危機管理としての特措法の性格	- 17 -
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	- 18 -
(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応	- 18 -
(7) 感染症危機下の災害対応	- 18 -
(8) 記録の作成や保存	- 18 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 19 -
(1) 国の役割	- 19 -
(2) 県の役割	- 19 -
(3) 市の役割	- 20 -
(4) 医療機関の役割	- 20 -
(5) 指定（地方）公共機関の役割	- 21 -
(6) 登録事業者	- 21 -
(7) 一般の事業者	- 21 -
(8) 市民	- 21 -
　　第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	- 23 -

第1節 市行動計画における対策項目等	- 23 -
(1) 市行動計画の主な対策項目	- 23 -
(2) 対策項目ごとの基本理念と目標	- 23 -
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	- 29 -
第1節 市行動計画等の実効性確保	- 29 -
(1) E B P M (エビデンス・ベースド・ポリシー・マイキング) の考え方に基づく政策の推進	- 29 -
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	- 29 -
(3) さまざまな主体の参画による実践的な訓練の実施	- 29 -
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	- 29 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組	- 31 -
第1章 実施体制	- 31 -
第1節 準備期	- 31 -
第2節 初動期	- 34 -
第3節 対応期	- 35 -
第2章 情報収集・分析	- 37 -
第1節 準備期	- 37 -
第2節 初動期	- 38 -
第3節 対応期	- 39 -
第3章 サーベイランス	- 40 -
第1節 準備期	- 40 -
第2節 初動期	- 41 -
第3節 対応期	- 42 -
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 43 -
第1節 準備期	- 43 -
第2節 初動期	- 46 -
第3節 対応期	- 49 -
第5章 水際対策	- 51 -
第1節 準備期	- 51 -
第2節 初動期	- 52 -
第3節 対応期	- 53 -
第6章 まん延防止	- 54 -
第1節 準備期	- 54 -
第2節 初動期	- 55 -
第3節 対応期	- 56 -
第7章 ワクチン	- 58 -

第 1 節 準備期	- 58 -
第 2 節 初動期	- 61 -
第 3 節 対応期	- 62 -
第 8 章 医療	- 65 -
第 1 節 準備期	- 65 -
第 2 節 初動期	- 67 -
第 3 節 対応期	- 69 -
第 9 章 治療薬・治療法	- 71 -
第 1 節 準備期	- 71 -
第 2 節 初動期	- 72 -
第 3 節 対応期	- 73 -
第 10 章 検査	- 74 -
第 1 節 準備期	- 74 -
第 2 節 初動期	- 76 -
第 3 節 対応期	- 77 -
第 11 章 保健	- 78 -
第 1 節 準備期	- 78 -
第 2 節 初動期	- 80 -
第 3 節 対応期	- 81 -
第 12 章 物資	- 83 -
第 1 節 準備期	- 83 -
第 2 節 初動期	- 84 -
第 3 節 対応期	- 85 -
第 13 章 市民生活および市民経済の安定の確保	- 86 -
第 1 節 準備期	- 86 -
第 2 節 初動期	- 88 -
第 3 節 対応期	- 89 -

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2（2020）年以降新型コロナウイルス感染症¹が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症²等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに対面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることをあらためて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物および環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ³の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなるまたは効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

² かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症を指す（三重県感染症予防計画における定義（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症）とは異なる。）。

³ 人間および動物の健康ならびに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性⁴の高さによっては、社会的影響が大きくなる可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性⁵が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症および新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務のほか、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置⁶（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置⁷（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置について定めたものであり、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等⁸」という。）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症であり、具体的には、

⁴ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度および感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

⁵ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質および病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁶ 特措法第31条の6第1項

⁷ 特措法第32条第1項

⁸ 特措法第2条第1号。なお、本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置付け）が行われるまでの間においても、本用語を用いている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁹
- ② 指定感染症¹⁰（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症¹¹（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）を指す。

⁹ 感染症法第6条第7項

¹⁰ 感染症法第6条第8項

¹¹ 感染症法第6条第9項

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

本県では、平成 17(2005)年 12 月に「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定され、平成 23(2011)年 9 月に改定された政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」の内容をふまえ、平成 24(2012)年 8 月に同計画の改定が行われた。

また、新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を受けて制定された特措法や「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」をふまえ、平成 25(2013)年 11 月に「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）」へ名称が変更され、同法に基づく計画として改定された。

本市では、平成 21(2009)年 5 月に「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」との整合性を確保しつつ、市民の健康を守り、生活への影響を最小限にとどめることを目的に、「伊賀市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、さらに業務を最低限継続させるため、平成 21(2009)年 10 月に「伊賀市新型インフルエンザ業務継続計画」を策定した。

さらに、特措法第 8 条の規定により、本市においても、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い「伊賀市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を平成 26(2014) 3 月に策定した。

今般、政府行動計画および県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定する。

なお、本計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等¹²以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえ、さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や、新型インフルエンザ等に係る対策の経験や訓練等を通じた改善等をふまえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や県の取り組み状況等をふまえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

¹² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第2節 市行動計画改定の目的

今般の市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題をふまえ、次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

政府行動計画の改定に先立ち実施された「新型インフルエンザ等対策推進会議¹³（以下「推進会議」という。）」においては、新型コロナウイルス感染症への対応の振り返りや課題の整理¹⁴が実施され、主な課題として

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

の3点が挙げられた。

感染症危機は、繰り返し発生し得るものであることから、新型コロナウイルス感染症への対応の経験やその課題をふまえ、次なる感染症危機対応を行うにあたり、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会をめざすことが必要である。

こうした社会をめざすためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 市民生活および社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現することができるよう、市行動計画を全面改定するものである。

¹³ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議。

¹⁴ 推進会議において、令和5（2023）年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国外において新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命および健康、国民生活および国民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹⁵。

（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（2）市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活および社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活および市民経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活および市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹⁵ 特措法第1条

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

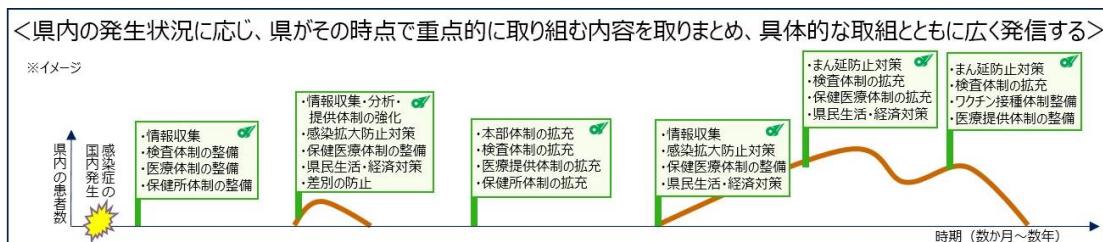
新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等のパンデミックの経験等をふまえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえ、さまざまな状況で対応できるよう、あらかじめ対策の選択肢を示すものである。

本市においては、科学的知見および国・県等の対策もふまえ、地理的な条件、人口分布、年齢構成、交通機関の整備状況等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、3つの対応時期（準備期、初動期および対応期）による一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹⁶等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況をふまえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが市民生活および市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し、本市における対応方針（以下、「市方針」という。）として決定する。

また、市方針のうち、特に重点的に取り組む内容については、新型コロナウイルス感染症対応における「みえコロナガード（MCG）」をふまえ、その時々において、感染状況や病原体の性状等に応じてとりまとめを行い、市民にわかりやすく周知を行うこととする（図1参照）。

図1 感染状況や病原体の性状等に応じた重点的な対策のイメージ



¹⁶ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性または抵抗性）をいう。

(1) 準備期

- **発生前の段階**では、市内における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民に対する啓発や市および企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

(2) 初動期

- **国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階**では、直ちに初動対応の体制に切り替える。なお、当該感染症が国外にて発生した場合は、水際対策¹⁷として、国を中心に検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることとなる。県は、これに併せて医療提供体制の整備等に取り組む。市は、健康監視や積極的疫学調査等の感染症のまん延の防止のための必要な取組を進める。

(3) 対応期

対応期については、以下の時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- **市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期**では、県と連携して、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性によっては不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等もふまえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る

¹⁷ 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

など見直しを行うこととする。

- 市内で感染が拡大し、**病原体の性状等**に応じて対応する時期では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活および市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなるなどさまざまな事態が生じることが想定される。従って、事前の想定どおりとならないことも念頭に置きつつ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 市内の実情等に応じて、県と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市および指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。特に、新型インフルエンザ等対策においては、日頃からの手洗いやマスクの着用などの咳エチケット等の対策が基本となるほか、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染

新型インフルエンザ等対策の目的および
実施に関する基本的な考え方等

症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方をふまえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目指とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化およびこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組」において、具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前対応に関する事項（準備期）と、発生後の対応に関する事項（初動期および対応期）に大きく分けた構成とする。

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

図2 伊賀市新型インフルエンザ等対策行動計画における時期区分等

準備期	初動期	対応期	準備期
新型インフルエンザ等の発生前	感染拡大のスピードをできるだけ抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保	感染症の特徴や病原体の状況を踏まえ、確保された医療提供体制で対応できるよう感染拡大の抑制を図る。またワクチンや治療薬等の開発状況をふまえ、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。	
時期	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の発生の覚知 (WHOによるPHEIC宣言等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的対処方針の策定 ●封じ込めを念頭に対応する時期 ●病原体の性状等に応じて対応する時期 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症法上の位置づけの見直し
基づく協定	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働大臣による発生の公表 (感染症法上の位置づけ) ●特措法に基づく政府対策本部、県対策本部および市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
	<ul style="list-style-type: none"> ●流行初期 	(3か月程度)	<ul style="list-style-type: none"> ●流行初期以降

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方もふまえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期および対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴もふまえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期

感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等をふまえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることをふまえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう接種体制を構築し、接種を推進する。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、または、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に、対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大まかな分類に応じた対策を定めるにあたっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、子どもや高齢者など特定のグループが感染・重症化しやすい場合には、準備や介入のあり方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画または業務計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起り得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含めさまざまなシナリオを想定し、早期に初発事例を把握できるよう、探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起り得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制、リスクコミュニケーション¹⁸等について平時からの取組を進める。

（オ）負担軽減や情報の有効活用、国や県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

業務負担の軽減や医療関連情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等

¹⁸ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

を図るためのDXの推進、人材育成、国や県との連携といった複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に、取組を進める。

（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスをふまえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命および健康の保護と市民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

（ア）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（イ）医療提供体制と市民生活および社会経済への影響をふまえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

（ウ）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

（エ）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（オ）市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめさ

さまざまな場面を活用して普及し、子どもを含めさまざまな年代の市民等の理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況もふまえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁹。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者および市民の生活および経済の安定に寄与する業務に従事する者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

¹⁹ 特措法第5条

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

（5）関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部²⁰、市対策本部²¹は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する²²。

（6）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

（7）感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を行うほか、避難所施設の確保や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国、県と連携しながら状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（8）記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

²⁰ 特措法第22条

²¹ 特措法第34条

²² 特措法第36条第2項

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する²³。また、国はWHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める²⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める²⁵。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

また、国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等をふまえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁶。

²³ 特措法第3条第1項

²⁴ 特措法第3条第2項

²⁵ 特措法第3条第3項

²⁶ 特措法第3条第4項

また、県は特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っていることから、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関と医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関、宿泊施設と検査等措置協定を締結し、検査や宿泊療養に係る体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査および宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関²⁷等で構成される三重県感染症対策連携協議会²⁸（以下「連携協議会」という。）等を通じ、三重県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。

（3）市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁹。また、市は、住民に最も近い行政単位であることから、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（4）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等³⁰の確保等を推進することが求

²⁷ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

²⁸ 感染症法第10条の2第1項に基づく協議会

²⁹ 特措法第3条第4項

³⁰ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に曝露（ばくろ）することを防止するための個人用の道

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定および連携協議会や各保健所が設置する会議体等を活用した地域の関係機関との連携の構築を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

（5）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき³¹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（6）登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める³²。

（7）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³³ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

（8）市民

具)、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材。

³¹ 特措法第3条第5項

³² 特措法第4条第3項

³³ 特措法第4条第1項および第2項

新型インフルエンザ等対策の目的および 実施に関する基本的な考え方等

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、日常の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての科学的知見等に基づく情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³⁴。

³⁴ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護すること」および「市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においてもわかりやすく、取り組みやすいようにするために、政府行動計画および県行動計画の内容もふまえ、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 市民生活および市民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す各対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命および健康、市民生活および市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)（以下「JIHS」という。）、研

究機関、医療機関等のさまざまな主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護し、市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活および市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症、医療の状況等の情報収集を実施するとともに、市民生活および市民経済に関する情報等を収集し、これらを考慮することで感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等、平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスを実施し、感染症対策の強化または緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、さまざまな情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報やその見方の共有等を通じ

て市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等をふまえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。また、県は、必要に応じて感染症法に基づく疫学調査や健康監視を行うなど、検疫所等と連携の上、水際対策を実施し、市は県を通じて検疫所等の情報収集を行う。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活および社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に收めることにつなげることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生学上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策となる。

特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

なお、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることをふまえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチンおよび治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、

医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は、県や医療機関、事業者、関係団体等と共に、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討を行う必要がある。また、新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンを迅速に供給するとともに、事前の計画のほか、新型インフルエンザ等に関する新たな知見をふまえてワクチンの接種を行う。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命および健康に重大な影響が生じるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療および通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、県は、平時から、県予防計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化するとしている。市は、県が整備する体制をふまえて、平時から地域の実情に応じた医療体制を整備する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、県と連携して感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命および健康を保護する。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国は、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症³⁵⁾）

³⁵ 重点感染症は、公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。将来の新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進することとしており、また、新型インフルエンザ等の発生時には、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施することとされている。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行うことから、市は県や関係機関と連携の上、治療薬の安定的な供給確保を行い、迅速に必要な患者に投与できるよう、必要な取組を実施する。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげることおよび流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討および実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人および社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大の防止と社会経済活動の両立にも寄与しうる。

このため新型インフルエンザ等の発生時には必要な検査が円滑に実施される必要があり、県は平時から検査機器の維持および検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めており、市は必要に応じて支援を行う。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は県と連携して、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命および健康を守る必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所および保健環境研究所は、検査の実施およびその結果分析ならびに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所および保健環境研究所は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフ

ルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ＩＣＴの活用等を通じた業務効率化・省力化を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じることが重要である。

⑬ 市民生活および市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、市民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活および社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実効性確保

(1) E B P M³⁶（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスをふまえた対策の切替えにあたっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するE B P Mの考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持および向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起るか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の経験をふまえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) さまざまな主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、政府行動計画や県予防計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等もふまえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な

³⁶ 合理的根拠（エビデンス）に基づいて立案することを指し、データや分析結果を活用して政策を策定・評価する考え方であり、効果的かつ効率的な政策の策定に寄与する。

検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるものとしている。市は、政府行動計画および県行動計画の改定をふまえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験をもとに政府行動計画および県行動計画が見直された場合は、必要に応じ市行動計画の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

（2）所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画および県行動計画の内容をふまえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（防災危機対策局、健康福祉部、その他全部局）

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。その際、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く³⁷。（健康福祉部）
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（全部局）
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。（防災危機対策局、総務部、健康福祉部）
- ④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。（防災危機対策局、健康福祉部）
- ⑤ 市は、県が対策本部を設置したときは、速やかに伊賀市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年伊賀市条例第28号）に基づき、市長およ

³⁷ 特措法第8条第7項および第8項

び伊賀市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成 25 年伊賀市規則第 41 号）に規定する本部員からなる本市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。（防災危機対策局、健康福祉部）

図3 伊賀市新型インフルエンザ等対策専門部会

区分	構成員
専門部会	(部会長) 健康福祉部長 (副部会長) 防災危機対策局長 (委員) 防災危機対策局次長 健康福祉部次長 人事課長 デジタル自治推進課長 未来政策課長 資産経営課長 住民自治推進課長 各支所長 市民生活課長 多文化共生課長 人権政策課長 廃棄物対策課長 医療福祉政策課長 障がい福祉課長 生活支援課長 こども政策課長 こどもの育ち支援課長 保育幼稚園課長 介護高齢福祉課長 地域包括支援センター所長 健康推進課長 農林振興課長 消防総務課長 病院総務課長 上下水道部経営企画課長 上下水道部水道工務課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長
事務局	健康推進課

図4 伊賀市新型インフルエンザ等対策本部

区分	構成員
本部員	(本部長) 市長 (副本部長) 副市長 (部員) 教育長 防災危機対策局長 未来政策部長 総務部長 地域力創造部長 財務部長 地域連携部長 人権生活環境部長 健康福祉部長 産業農林部長 建設部長 消防本部消防長 上野総合市民病院副院长(事務部門) 上下水道部長 教育委員会事務局長 市議会事務局長
連絡員	防災危機対策局次長 未来政策部次長 総務部次長 地域力創造部次長 財務部次長 地域連携部次長 人権生活環境部次長 健康福祉部次長(医療福祉健康担当) 産業農林部次長(農林担当) 建設部次長 消防本部消防次長(本部事務担当) 上野総合市民病院事務部長 会計管理者 市議会事務局議事課長 上下水道部次長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 教育委員会事務局次長
事務局	健康推進課 防災危機対策局

1-3. 国や県等との連携の強化

- ① 市は、国、県および指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。（防災危機対策局、健康福祉部）
- ② 市は、国、県および指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（防災危機対策局、健康福祉部）
- ③ 市は、第3節（対応期）3-1-2に記載している特定新型インフルエンザ等対策³⁸の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。（防災危機対策局、健康福祉部）
- ④ 市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が医療機関や感染症試験研究等機関³⁹等の民間機関に対して、総合調整を実施⁴⁰する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。（健康福祉部、関係部局）

³⁸ 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。

³⁹ 感染症法第15条第16項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究または検査を行う機関をいう。以下同じ。

⁴⁰ 感染症法第63条の3第1項

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し、またはその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した⁴¹場合や県が県対策本部を設置した⁴²場合において、市は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（防災危機対策局、健康福祉部）
- ② 市は、準備期に定めた事項に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築するとともに、業務継続に向けた体制確保を全庁的に進める。（全部局）

2-2. 県による総合調整

市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整する場合には、当該総合調整に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する。（防災危機対策局、健康福祉部）

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生およびその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。なお、対策に要する経費については、必要に応じて、地方債を発行する⁴³ことを検討するとともに、国に対し、迅速な財政支援の実施を求める。（財務部）

⁴¹ 特措法第15条

⁴² 特措法第22条第1項

⁴³ 特措法第70条の2第1項。なお、県や保健所設置市以外であっても、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、県内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策への移行や流行状況の収束を迎えるまでの間は、病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市および関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況ならびに市民生活および市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫や病原体の変異、ワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

（2）所要の対応

3-1. 基本となる実施体制のあり方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（全部局）
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。（全部局）

3-1-2. 県による総合調整

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整する場合には、当該総合調整に従い、新型インフルエンザ等対策を実施する。（防災危機対策局、健康福祉部）
- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、またはまん延を防止するため、県が総合調整を実施する場合には、市は総合調整に従い、感染症法に定める入院勧告または入院措置その他の措置を行う。（健康福祉部）

3-1-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁴⁴を要請する。（健康福祉部、関係部

⁴⁴ 特措法第26条の2第1項

局)

- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める⁴⁵。（健康福祉部、関係部局）

3-1-4. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援⁴⁶を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（財務部）

3-2. 緊急事態措置の適用について

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命および健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。なお、緊急事態宣言の実施については、国にてその判断がなされることとなる。

3-2-1. 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する⁴⁷。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、必要に応じ、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁴⁸。（防災危機対策局、健康福祉部）

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされ、政府対策本部および県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁴⁹。（防災危機対策局）

⁴⁵ 特措法第26条の3第2項および第26条の4

⁴⁶ 特措法第69条、第69条の2第1項ならびに第70条第1項および第2項

⁴⁷ 特措法第34条第1項

⁴⁸ 特措法第36条第1項

⁴⁹ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

市は、県等から共有される県内外の情報を収集し、関係機関に提供することにより、必要なリスク評価を行うことに寄与する。

収集する情報としては、県内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民生活および市民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行うなど、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」において具体的に記載する。

（2）所要の対応

1-1. 情報収集

- ① 市は、市内外からの情報を収集するとともに、県等から共有される県内外からの情報収集・分析から得られた情報について、有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から市内の医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。（健康福祉部）
- ② 市は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、保健所をはじめとする関係機関に速やかに共有するよう努める。（健康福祉部）

第2節 初動期

（1）目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

情報収集体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集を行う。

（2）所要の対応

2-1. 情報収集

- ① 市は、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、周辺府県や県内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について、県等から情報収集を行う。（健康福祉部）
- ② 市は、市民生活および市民経済に関する情報や社会的影響等について、県等から情報収集を行う。（健康福祉部）

2-2. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、県等から共有される県内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、関係機関に共有するとともに、必要に応じて、市民等に迅速に提供・共有する。（健康福祉部、関係部局）

第3節 対応期

（1）目的

強化された情報収集体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集を提供する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活および市民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、情報提供を継続的に実施する。

特に、対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に備え、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活および市民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集を強化する。

（2）所要の対応

3-1. 情報収集

- ① 市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、周辺府県や県内での発生状況、臨床像について、県等から情報収集を行う。（健康福祉部）
- ② 市は、市民生活および市民経済に関する情報や社会的影響等について、県等が収集または分析した結果に基づいたリスク評価により感染症対策を行う。（健康福祉部）

3-2. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、県等から共有される県内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、関係機関に共有するとともに、必要に応じて、市民等に迅速に提供・共有する。（健康福祉部、関係部局）

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

（1）目的

市行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や市外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステム⁵⁰やあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、県内各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。

（2）所要の対応

1-1. 平時に行う感染症サーベイランス

市は、新型インフルエンザ等の発生を見据え、県等から陽性率等も同時に評価できる急性呼吸器感染症サーベイランスの実施や臨床像等に関する情報の収集を行うなど、平時から、感染症発生動向調査等による医療機関における外来・入院患者の発生動向のほか、医療機関や高齢者施設等における集団発生の状況、学校等欠席者・感染情報システムによる欠席者の状況等の複数の情報をもとに流行状況を把握する。（健康福祉部）

⁵⁰ 感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届出がなされた情報等を集計・還元するために活用されているシステムであり、新型コロナウイルス感染症への対応で活用した健康観察機能も有している。

第2節 初動期

（1）目的

県内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

（2）所要の対応

2-1. 有事の感染症サーベイランス⁵¹の開始

市は、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続する。県は、新たな感染症の発生を探知した場合には、国の方針をふまえ、新型インフルエンザ等に対する疑似症サーベイランス⁵²を開始する。また、準備期より実施している感染症サーベイランスに加え、新型インフルエンザ等の患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握することから、市は必要に応じて情報収集を行う。（健康福祉部）

⁵¹ 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）等の複数のサーベイランスを実施する。

⁵² 感染症法第14条第7項および第8項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた当該都道府県等は、管轄する区域内に所在する病院または診療所の医師に対し、二類感染症、三類感染症、四類感染症または五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、当該感染症の患者を診断し、または当該感染症により死亡した者の死体を検査したときに届出を求めるもの。

第3節 対応期

（1）目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等に関する情報を収集する。

（2）所要の対応

3-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

市は、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、県等に情報提供を受け、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。（健康福祉部）

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県や市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁵³を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、感染症に関する基本的な情報や感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供・共有を行う⁵⁴。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、伊賀市防災情報アプリ等を活用し、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと

⁵³ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

⁵⁴ 特措法第13条第1項

考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は県および関係機関と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。（健康福祉部、教育委員会、関係部局）

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなる。このことから、市は市民に対し、感染症をめぐる偏見や差別の防止に向けた啓発活動を行う⁵⁵。（健康福祉部、関係部局）

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック⁵⁶の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。（健康福祉部、関係部局）

また、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、その拡散状況等をふまえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（健康福祉部）

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。（健康福祉部、関係部局）
- ② 市は、新型インフルエンザ等発生時に、市内の医療機関、医師会をはじめとした医療関係団体やその他業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑

⁵⁵ 特措法第13条第2項

⁵⁶ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。（健康福祉部、関係部局）

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。（健康福祉部）
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、県とも連携の上、コールセンター等が設置できるよう準備を行う。（健康福祉部）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いをふまえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等をふまえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、三重県感染症対策条例（令和2年条例第64号）に基づき、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等をふまえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

市は、国・県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、県内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 情報提供・共有について

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等をふまえ、利用可能があらゆる情報媒体を整備・活用し情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、コールセンターの活用やインターネットやSNSなどのデジタルツールのほか、市が保有する設備等の活用により広く周知を図る。さらに、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（健康福祉部、関係部局）

- ② 市は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等をふ

まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。（健康福祉部）

- ③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有のあり方をふまえ、県、指定（地方）公共機関、医療機関、医師会をはじめとした医療関係団体やその他業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。（健康福祉部、関係部局）

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（健康福祉部、関係部局）
- ② 市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（健康福祉部、関係部局）

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得るほか、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなり得る。このことから、市は、誹謗中傷、プライバシーに関する情報の無断掲示、風評被害が懸念される情報拡散、不当な差別、偏見等の防止に向けて、各種広報媒体や商業施設、学校等において正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるなど広報啓発活動を行う。あわせて、新型インフルエンザ等に係る偏見・差別等に関する市、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。（健康福祉部、人権生活環境部、教育委員会、関係部局）

特に、感染症が発生した際には、医療機関に通院すると感染する可能性があるとして、通院を控える事例も想定される。医療機関への風評被害は地域の医療提供体制にも影響を与える可能性があることから、市は、市民等に対して適切な理解を求めるとともに、定期通院を控えることにより、かえって基礎疾患を悪化させるおそれもあることから、市および医療機関は、適切な

受診の実施・継続について市民等への呼びかけを行う。（健康福祉部）

加えて、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、その拡散状況等をふまえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（健康福祉部）

第3節 対応期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等をふまえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう市民等の関心事項等をふまえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等をふまえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

市は、国・県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、市内の関係機関を含む市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本の方針

3-1-1. 情報提供・共有について

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等をふまえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、インターネットやSNSなどのデジタルツールのほか、市が保有する設備を活用して広く周知を図るとともに、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴

覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（健康福祉部、関係部局）

- ② 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有のあり方をふまえ、県や医療機関、医師会をはじめとした医療関係団体やその他業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。（健康福祉部、関係部局）

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（健康福祉部、関係部局）
- ② 市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（健康福祉部、関係部局）

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得るほか、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなり得る。市は、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口における相談対応や各種広報媒体等における広報啓発を行う。（健康福祉部、人権生活環境部、教育委員会、関係部局）

なお、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、拡散状況等をふまえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（健康福祉部）

第5章 水際対策

第1節 準備期

（1）目的

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要です。国が円滑かつ迅速な水際対策を講じられるよう、市は県と連携して準備や対応を行う。

（2）所要の対応

1-1. 実施体制

市は、検疫法および感染症法に基づく、入国者に対する疫学調査等に対して、県を通じて検疫所等の情報収集を行う。（健康福祉部）

第2節 初動期

（1）目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等をふまえ、迅速に水際対策の内容を検討し、実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する必要がある。

市は、県内の医療提供体制への影響を最小限に抑えるため、検疫所が行う水際対策について、県や医療機関と連携して必要な対応を行う。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

市は、国が実施する検疫措置について、県を通じて情報を収集する。（健康福祉部）

第3節 対応期

（1）目的

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等をふまえ、市民生活および社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化または緩和を検討し、実施する必要がある。

市は、初動期に引き続き、市内の医療提供体制への影響を最小限に抑えるため、検疫所や県、医療機関と連携して必要な対応を行う。

（2）所要の対応

市は、状況の変化をふまえつつ、第2節（初動期）の対応を継続する。（健康福祉部）

3-1. 水際対策の変更をふまえた対応

県は、国が実施する水際対策の強化、緩和または中止をふまえ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。市は、必要に応じて県と連携し、必要な対応を行う。（健康福祉部、関係部局）

第6章 まん延防止

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命および健康を保護する。このため、対策の実施にあたり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解および準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、想定される新型インフルエンザ等に対する対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命および健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。（健康福祉部）
- ② 市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（健康福祉部、教育委員会、関係部局）
- ③ 市は、県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁵⁷における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。（健康福祉部、関係部局）

⁵⁷ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るために時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（2）所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）⁵⁸や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）⁵⁹の確認を進める。（健康福祉部）
- ② 市は、市内におけるまん延に備え、国および県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（健康福祉部、関係部局）

⁵⁸ 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

⁵⁹ 感染症法第44条の3第1項

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命および健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果および影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

（2）所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況および市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切な措置をとる。また、対策の実施に際しては、市民生活・社会経済活動への影響も十分考慮する。（健康福祉部）

3-1-1. 基本的な感染対策の実施

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。（健康福祉部、関係部局）

3-1-2. 退避・渡航中止の注意喚起等

市は、国から発出される感染症危険情報をもとに、関係機関と協力し、出国予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況の提供や不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。（健康福祉部、関係部局）

3-1-3. 事業者や学校等における感染対策

市は、県が実施する要請等をふまえ、必要に応じ、以下の対策の実施を検討する。

- ① 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を求める。（健康福祉部、関係部局）
- ② 市は、施設管理者等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住・利用する施設等における感染対策を強

化するよう求める。（健康福祉部）

- ③ 市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底等を求める。（健康福祉部、関係部局、）
- ④ 市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。（健康福祉部、関係部局）

3-1-4. 学級閉鎖・休校等の実施

市や学校の設置者は、県からの要請や地域の感染状況等をふまえ、必要に応じ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業⁶⁰（学級閉鎖、学年閉鎖、または休校）等の実施を検討する。（健康福祉部、教育委員会）

3-1-5. 公共交通機関に対する要請

県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講じるよう要請する。市は、必要に応じて協力を行う。（健康福祉部、地域力創造部）

3-1-6. 病原性および感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また感染拡大のスピードが速い場合は、医療提供体制のひっ迫により、大多数の市民の生命および健康に影響を与えるおそれがある。このことから、上記3-2-1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施要請等を検討するなど、強度の高いまん延防止措置を講じる。（健康福祉部）

⁶⁰ 学校保健安全法第20条

第7章 ワクチン

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命および健康を保護し、市民生活および社会経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

（2）所要の対応

1-1. ワクチン確保

市は、新型インフルエンザ等の発生時において、全市民分のパンデミックワクチンを速やかに確保することが可能となるよう、県と連携し情報共有等必要な対応を行う。（健康福祉部）

1-2. ワクチンの供給体制

県は国からの要請に基づき、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、国によるシステム⁶¹の整備状況もふまえつつ、市町、医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議し、次の体制を構築することとしている。そのため、市は当該協議に参加する。（健康福祉部）

- ① 卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握できる体制
- ② ワクチンの供給に偏在が生じた場合に備え卸売販売業者の在庫を円滑に融通する方法
- ③ 県との連携方法および役割分担

1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種⁶²の場合）

1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知

市は、国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知

⁶¹ 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村または都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行うこととしている。

⁶² 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ①医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

を行うことに協力する。（健康福祉部）

1-3-2. 登録事業者の登録

市は、必要に応じて登録作業に協力する。（健康福祉部）

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、新型コロナワクチンの個別接種や集団的接種での取組等を参考に、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。（健康福祉部）

1-4-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。
このため、市は、国の要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する市が対象者を把握し、厚生労働省に対し、人数を報告する。（健康福祉部、関係部局）

1-4-3. 住民接種

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の実施に関し、平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国・県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁶³。（健康福祉部）
- ② 市は、国より予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外における接種を可能にするよう取組を進める。（健康福祉部）
- ③ 市は、速やかに接種を実施できるよう、医師会等の医療関係者や学校関

⁶³ 予防接種法第 6 項第 3 条

係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討・取りまとめを行う。（健康福祉部、関係部局）

1-5. 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位のあり方等の基本的な情報についてホームページやＳＮＳ等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。（健康福祉部）

1-6. DXの推進

市は、接種を開始する際に、国が整備するDX基盤（スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化）を活用し、迅速かつ正確に接種記録等の管理を行う。（健康福祉部）

第2節 初動期

（1）目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、必要量のワクチンを確保の上、速やかな予防接種へつなげる。

（2）所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 関係機関・団体への早期の情報提供・共有

市は、県と連携して、国から示されるワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について、関係機関・団体への情報提供・共有を早期に行うよう努める。（健康福祉部、関係部局）

2-1-2. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康福祉部、関係部局）

2-1-3. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

予防接種を行うためには多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の医療関係者の協力を得て、その確保を図る。（健康福祉部）

第3節 対応期

（1）目的

あらかじめ準備期に計画した供給体制および接種体制に基づき、必要量のワクチンを確保の上、予防接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等をふまえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（2）所要の対応

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

3-1-1. 計画的な供給の管理

市は、県と連携して、国が策定するワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画をもとに、必要に応じて各医療機関等に対する供給方針についての検討を行う。（健康福祉部）

3-1-2. ワクチン等の流通体制の構築

市は、県と連携して、国からの要請⁶⁴に応じ、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。（健康福祉部）

3-2. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（健康福祉部）
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合は、国において追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討がなされる。追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国や県、他市町、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。（健康福祉部）
- ③ 市は、県と連携して、接種回数等の接種記録について、システムを通じて国に速やかに情報提供・共有する。（健康福祉部）

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 特定接種の実施

国が特定接種の実施を決定⁶⁵した場合、国と連携し、国が定めた具体的運用⁶⁶に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象

⁶⁴ 予防接種法第6条

⁶⁵ 特措法第28条

⁶⁶ 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザに対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康福祉部）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

市は、国による住民への接種順位の決定⁶⁷をふまえ、予防接種⁶⁸の実施準備を行う。（健康福祉部）

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

市は、国からの要請に基づき、全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期および初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める⁶⁹。（健康福祉部）

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市は、国からの要請に基づき、市における接種に関する情報提供・共有を行う。（健康福祉部）

3-2-2-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況をふまえ、必要に応じて関係団体と連携し医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉部）

3-2-2-5. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国により整備されたシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康福祉部）

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集および提供

国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後

⁶⁷ 国は、接種の順位に係る基本的な考え方方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報をふまえ、住民への接種順位を決定することとしている。

⁶⁸ 予防接種法第6条第3項

⁶⁹ 予防接種法第6条第3項

の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行うこととしており、市は、当該報告が適切に行われるよう、県と連携して医療機関等へ周知を行う。（健康福祉部）

3-3-2. 専門的医療機関による診療体制の構築

市は、ワクチン接種後の副反応を疑う症状について、かかりつけ医など身近な医療機関における対応が困難な症状であった場合に、接種を受けた者が専門的な医療機関を円滑に受診できるよう、必要に応じて、専門的医療機関による診療体制を構築する。（健康福祉部）

3-3-3. 健康被害に対する速やかな救済

市は、国および県と連携して、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。（健康福祉部）

3-4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

- ① 市は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、国から提供される接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性および安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者⁷⁰、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、適切な発信に努める。なお、情報発信にあたっては、市広報や市ホームページだけでなく、SNS等を用いた情報発信など、様々な媒体を活用して、わかりやすい内容で適切な発信に努める。（健康福祉部）
- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、住民への周知・共有を行う。（健康福祉部）

⁷⁰ 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

第8章 医療

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、県は地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることをふまえつつ、平時において県予防計画に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定を締結するなど、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制および通常医療の提供体制を整備するとしている。市は県が整備する医療体制について、平時から県と調整を行い、地域の実情に応じた医療体制を整備する。

なお、県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行うとしている。

（2）所要の対応

1-1. 医療提供体制の整備

市は、県が整備する体制をふまえて、平時から地域の実情に応じた医療体制を整備する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、県と連携して、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命および健康を保護する。（健康福祉部）

1-2. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市は、医療機関、消防機関の職員や医療人材が、感染症に関する講習会や研修、および関係学会などが実施するセミナーに参加しやすい体制を整備し、人材の育成を図る。（健康福祉部・関係部局）

1-3. 新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進

市は、県が進める新型インフルエンザ等発生時の患者の入院・外来調整に加え、病床使用率などの入院受入医療機関の情報や療養先振り分けの考え方について、医療機関や消防機関を含む関係者間で迅速かつ円滑に調整・共有できる県独自のシステム構築に必要な協力を行う。（健康福祉部）

1-4. 医療機関の設備整備・強化等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の対応を行う協定締結医療機関について、必要に応じて、施設整備および設備整備を行うとともに、ゾーニングや個

室・陰圧室等の準備状況について、定期的な確認を行う。（健康福祉部）

- ② 市消防本部は、搬送先医療機関と救急医療ひつ迫時の受け入れ体制について協議するとともに、市民に対し相談先の周知及び救急車の適正利用を啓発する。（消防本部）

1-5. 臨時の医療施設等の取扱いの整理

市は、国による整理もふまえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等について、県に対し必要な協力を行う。（健康福祉部）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命および健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

県は、国やJ I H Sより提供・共有された情報や要請をもとに、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前から保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備するとしている。

市は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、市内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるなど、適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

（2）所要の対応

2-1. 相談センターの整備

- ① 県は、新型インフルエンザ等の県内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。市は、必要に応じて、市民等に周知を行う。
(健康福祉部)
- ② 県は、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、県民等に周知を行う。市は、必要に応じて、市民等に周知を行う。
(健康福祉部)

2-2. 医療提供体制の確保等

- ① 医療機関は、県からの要請に応じ、入院患者数等の医療提供体制に係る情報について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）⁷¹等への入力を行う⁷²。市は、必要に応じて、医療機関に周知を行う。
(健康福祉部)
- ② 県は、相談センターの問い合わせ先を周知するなど、市民に対し、新型インフルエンザ等への感染が疑われる場合における受診方法について、周知を行う。市は、必要に応じて協力する。
(健康福祉部)
- ③ 市は、医療機関に対し、症例定義をふまえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者または疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう周知を行う。
(健康福祉部)
- ④ 県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等をふまえ、臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置できる

⁷¹ 全国の医療機関における病床の使用状況、感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握を実施。

⁷² 感染症法第36条の5

よう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

- ⑤ 市消防本部は、搬送先医療機関のひっ迫による受け入れ困難が想定されるため、都道府県の受診・相談センターや市が運営する救急相談ダイヤル24等を適切に案内し、真に救急車が必要となる方のため、救急車の適正利用を推進する。（消防本部）

2-3. 相談センターの強化

県は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの体制を強化し、住民等への周知を行うとともに、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者およびその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、市は、国・県等から提供された情報をもとに、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者およびその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。また、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

（2）所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 医療機関は、県からの要請に応じ、入院患者数等の医療提供体制に係る情報について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等への入力を行う⁷³。市は、必要に応じて、医療機関に周知を行う。（健康福祉部）
- ② 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）等へ入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて県へ報告を行う。市は、必要に応じて、医療機関に周知を行う。（健康福祉部）
- ③ 市は、県と協力して、地域の医療提供体制や、相談センターおよび受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。（健康福祉部）

3-2. 協定に基づく医療提供体制の確保等

協定締結医療機関は、準備期に県と締結した医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。（健康福祉部、市民病院）

3-3. 相談センターの強化

⁷³ 感染症法第36条の5

初動期2-3の取組を継続して行う。（健康福祉部）

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、国・県が特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、市は、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。（健康福祉部）

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保および治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要である。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに治療薬を治療法とともに提供できるための準備として、治療薬については、新型インフルエンザ等の発生時に有効かつ安全な治療薬が速やかに利用できることをめざし、感染症危機対応医薬品⁷⁴等の対象とする重点感染症の指定を行い、大学等の研究機関や製薬関係企業等における研究開発を推進し、活用に至る一連のエコシステムの構築のための支援について整理を進め、実施することから、市は県と連携して、これらの取組について、状況を注視するとともに、必要に応じて対応を行う。

（2）所要の対応

1-1. 治療薬・治療法の活用に向けた整備

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国およびJ I H S が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

1-2. 感染症危機対応医薬品等の備蓄

県は、抗インフルエンザウイルス薬について、県内の全患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

⁷⁴ 感染症危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等を指す。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保および供給を行うとともに、治療法の確立と普及をめざした対応を行う。

国およびJ I H Sは、AMEDと連携し、準備期での整理に基づき、有事の体制へ早期に移行する。国は、発生した新型インフルエンザ等について、速やかに重点感染症への指定を行い、感染症危機対応医薬品等の開発を進める国際的な動向を注視しながら、治療薬・治療法の研究開発を推進するとともに、治療薬の迅速な承認から生産、配分、流通管理等にかけて、一連の取組を進めることから、市は県と連携して、これらの取組について、状況を注視するとともに、必要に応じて対応を行う。

（2）所要の対応

2-1. 医療機関等への情報提供・共有

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国およびJ I H Sが示す診療指針等⁷⁵に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

2-2. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うとともに、今後予想される放出に備えて、医薬品の卸売業者等と必要な確認を行う。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）
- ② 県は、医療機関や薬局、医薬品の卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

⁷⁵ 政府行動計画において、国およびJ I H Sは、大学等の研究機関や製薬関係企業等と連携し、既存の治療薬の新型インフルエンザ等に対する有効性等の検証を速やかに行うとともに、流行初期における診療指針の策定を図ることとしている。

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を開発、承認し、および確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことをめざした対応を行う。

国およびJ I H Sは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、治療薬・治療法の迅速な研究開発を推進するとともに、その普及に努めることから、市は県と連携して、これらの取組について、状況を注視するとともに、必要に応じて対応を行う。

（2）所要の対応

3-1. 医療機関等への情報提供・共有

県は、引き続き、国およびJ I H Sが提供する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報および策定された診療指針等を、医療機関等や医療従事者等、市民等に対して迅速に提供する。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

3-2. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄および使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 県は、市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を医療機関等に供給する。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）
- ② 県は、国の検討をふまえ、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。市は、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

第10章 検査

第1節 準備期

（1）目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が產生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の產生を確認する検査等のさまざまな検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等をふまえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。

新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげることおよび流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築することが必要である。

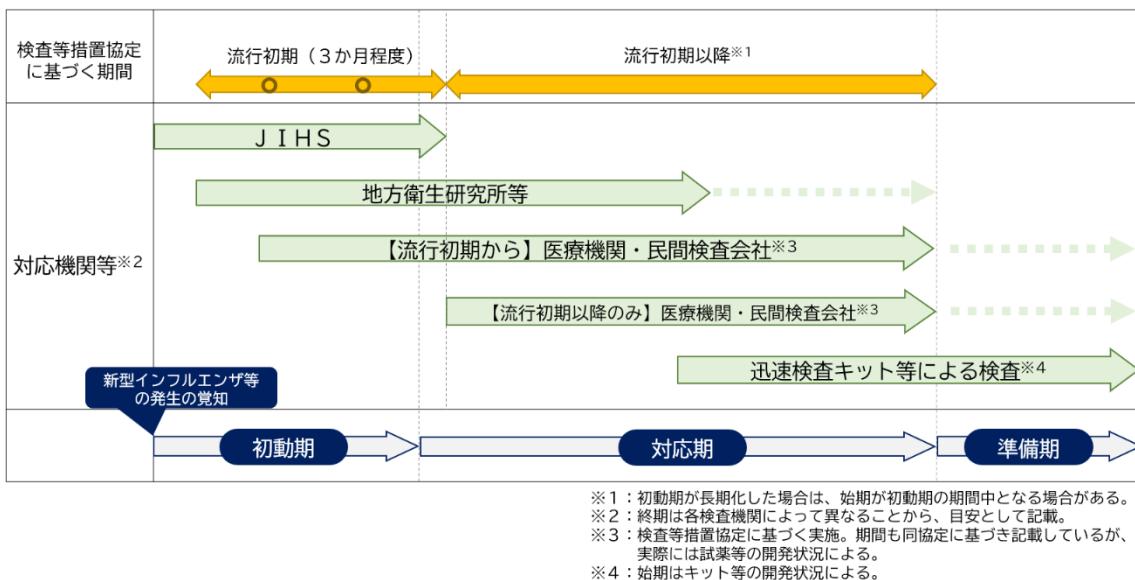
（2）所要の対応

1-1. 検査体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時においては、図5のとおり、保健環境研究所等のほか、医療機関、民間検査機関等における検査の実施が想定される。

市は、県が県予防計画に基づき、平時から保健環境研究所等において、検査の精度管理や感染症サーベイランスの実施体制の整備・維持を行うなど、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための準備を行うことについて、必要に応じて協力する。（健康福祉部）

図5 発生段階に応じた検査の実施体制



1-2. 検査体制の維持

協定締結検査機関は、県・保健所と協力して検査体制の維持に努める。（健康福祉部・市民病院）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、J I H Sによる検査方法の確立をふまえ、検査体制を早期に整備することをめざす。

国内における新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人および社会への影響を最小限にとどめる。

（2）所要の対応

2-1. 検査体制の整備

- ① 市は、県と連携して、県内における新型インフルエンザ等の患者発生前から検査需要を見据え、保健環境研究所等や協定締結検査機関に対し、検査体制の整備を要請する。（健康福祉部）
- ② 市は、県が対応期において医療措置協定に基づく発熱外来等を迅速に実施することができるよう、保有する検査機器の特性等をふまえつつ、流行初期において検査を実施する協定締結検査機関を中心に、検査体制を整備するようあらかじめ周知を行うとともに、必要に応じて支援を行うことについて協力する。（健康福祉部）

第3節 対応期

（1）目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等をふまえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、県内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化をふまえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療へとつなげるとともに、患者等からの感染拡大の防止や流行状況の把握により、新型インフルエンザ等による個人および社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の発生動向、検査の特徴等もふまえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

（2）所要の対応

3-1. 検査体制の拡充⁷⁶（流行初期以降）

県は、保健環境研究所等や協定締結検査機関に対し、県予防計画および検査等措置協定に基づき、検査の実施を要請する。また、必要に応じて検査体制の拡充を要請する。市は、必要に応じて協力を行う。（健康福祉部）

3-2. リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

県は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、濃厚接触者等に対する検査の実施方針を決定するとともに、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を公表する。市は必要に応じて市民等にわかりやすく情報提供する。（健康福祉部）

⁷⁶ 厚生労働大臣による発生の公表から3か月に満たない場合は、初動期に記載した流行初期の対応を引き続き実施する。

第11章 保健

第1節 準備期

（1）目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

市は県と連携して、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、業務量の想定、感染症危機管理に必要な物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所がその機能を果たすことができるよう協力する。

その際、市と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や支援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

（2）所要の対応

1-1. 業務継続計画を含む体制の整備

市は業務継続計画を策定する。なお、業務継続計画の策定にあたっては、有事における各部署の業務を整理するとともに、有事において円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からＩＣＴや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。（健康福祉部、関係部局）

1-2. さまざまな主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、保健所が設置する会議体等を活用し、平時から保健所のみならず、他の市町、医療機関、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、新型インフルエンザ等患者が自宅や宿泊施設⁷⁷で療養する場合には、新型インフルエンザ等患者への

⁷⁷ 感染症法第44条の3第2項および第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

食事の提供等⁷⁸が必要となるため、市は関係機関等と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（健康福祉部）

1-3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

- ① 市は県と連携して、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にるべき行動等について、住民に対して情報提供・共有を行う。（健康福祉部、関係部局）
- ② 市は県と連携して、感染症情報の共有にあたり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、さらなる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。（健康福祉部、関係部局）
- ③ 市は県と連携して、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁷⁹。（健康福祉部、関係部局）
- ④ 市は、有事において、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても、適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有等にあたっても、保健所や医療機関と連携し、適切に配慮する。（健康福祉部、関係部局）

⁷⁸ 感染症法第44条の3第7項、第9項および第10項

⁷⁹ 特措法第13条第2項

第2節 初動期

（1）目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市は県と連携して、県予防計画ならびに保健所および保健環境研究所が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所および保健環境研究所が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

（2）所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

市は、保健所の感染症有事体制へ移行された場合の応援要請に備え、人員の確保に向けた準備を進める（健康福祉部）

2-2. 住民への情報発信・共有の開始

市は、必要に応じて県が設置する相談センターの周知や国や県、保健所による住民への情報提供について、協力を行う。（健康福祉部）

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県予防計画や準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命および健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等をふまえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（2）所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 市は、保健所の感染症有事体制に対し応援要請があった場合は、可能な限り協力する。（健康福祉部、関係部局）
- ② 市は、県からの協力の依頼があった際は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する情報に対する住民の理解の増進に資するため必要な協力を⁸⁰行う。（健康福祉部）

3-2. 主な対応業務の実施

市は県と県予防計画や準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、他市町、医療機関、消防機関等の関係機関や医師会等の関係団体と連携して、以下に記載する感染症対応業務を実施する。（健康福祉部）

3-3. 健康観察および生活支援

- ① 市は、県（保健所）が実施する健康観察に協力する。⁸¹（健康福祉部）
- ② 市は、県から新型インフルエンザ等患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、民間事業者等とも連携のうえ、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。⁸²なお、協力の際は、県に対し、自宅療養者等への支援を行うにあたって必要となる患者情報等について提供を求める⁸³。（健康福祉部）

⁸⁰ 感染症法第16条第2項および第3項

⁸¹ 感染症法第44条の3第9項

⁸² 感染症法第44条の3第9項

⁸³ 感染症法第44条の3第10項および「自宅療養者等の個人情報の提供に関する覚書（県と各市町（四日市市（保健所設置市）を除く）が締結）」に基づく提供。

3-4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

市は、情報発信等にあたって配慮が必要な者（高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等）のニーズに応えられるよう、県や医療機関等と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で、感染症対策等について周知・広報等を行う。（健康福祉部、関係部局）

第12章 物資

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進⁸⁴等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

（2）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄⁸⁵

① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁸⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁸⁷。（健康福祉部、防災危機対策局、市民病院）

② 市は、国が定める必要となる備蓄品目⁸⁸や備蓄水準⁸⁹をふまえて、個人防護具や感染症対策物資等を備蓄する。なお、備蓄にあたっては、ローリングストック方式による備蓄を基本とする。（健康福祉部、防災危機対策局、市民病院）

③ 市消防本部は、国および県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（消防本部）

⁸⁴ 備蓄等にあたっては使用推奨期限等に留意すること。

⁸⁵ 治療薬、ワクチン、検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目を参照

⁸⁶ 特措法第 10 条

⁸⁷ 特措法第 11 条

⁸⁸ 医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋

⁸⁹ 主体ごとの個人防護具の備蓄水準については、以下の考え方を基本とする。

協定締結医療機関：備蓄の推進（病院、診療所および訪問看護事業所については、2か月分以上の備蓄を推奨。薬局については、対象物資および備蓄量は任意。）

県：初動 1 か月分の備蓄の確保

国：2 か月目以降供給回復までの間の備蓄の確保

第2節 初動期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 市は、新型インフルエンザ等の特徴もふまえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況等を確認する。また、県から報告を求められた場合は速やかに報告する⁹⁰。（市民病院）
- ② 市は、個人防護服や感染症対策物資等の備蓄・配置状況等を定期的に確認する。不足のおそれがある場合等は、計画的な発注や早期の手配などにより、必要量を安定的に確保するよう努める。（健康福祉部、防災危機対策局、市民病院、消防本部）

⁹⁰ 感染症法第36条の5

第3節 対応期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の特徴もふまえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況等を定期的に確認する。また、県から報告を求められた場合は速やかに報告する⁹¹。（市民病院）
- ② 市は、個人防護服や感染症対策物資等の備蓄・配置状況等を定期的に確認する。不足のおそれがある場合等は、計画的な発注や早期の手配などにより、必要量を安定的に確保するよう努める。（健康福祉部、防災危機対策局、市民病院、消防本部）

⁹¹ 感染症法第36条の5

第13章 市民生活および市民経済の安定の確保

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関および登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活および社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活および社会経済活動の安定を確保するための体制および環境を整備する。

（2）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（健康福祉部、全部局）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等を含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（健康福祉部、全部局）

1-3. 物資および資材の備蓄⁹²

① 市は、市行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁹³。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物

⁹² ワクチン、治療薬、検査物資および感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

⁹³ 特措法第10条

資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁹⁴。（健康福祉部、防災危機対策局）

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（健康福祉部、関係部局）

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（健康福祉部）

1-5. 火葬体制の構築

市は、国および県と連携して、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（人権生活環境部、健康福祉部）

⁹⁴ 特措法第11条

第2節 初動期

（1）目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活および社会経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

市は、職員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進に係る準備等を行う。（総務部、関係部局）

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等および事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い物資または市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみを生じさせないよう啓発する。（人権生活環境部、関係部局）

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（人権生活環境部、健康福祉部）

第3節 対応期

（1）目的

市は、準備期での対応をもとに、市民生活および社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を行う。指定（地方）公共機関および登録事業者は、新型インフルエンザ等発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活および社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活および社会経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等および事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみを生じさせないよう啓発する。（人権生活環境部、関係部局）

3-1-2. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。（健康福祉部、関係部局）

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉部）

3-1-4. 教育および学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁹⁵やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育および

⁹⁵ 特措法第45条第2項

学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。（健康福祉部、教育委員会）

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活および地域経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（人権生活環境部、関係部局）
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（人権生活環境部、関係部局）
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。（人権生活環境部、関係部局）
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務または市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる⁹⁶。（人権生活環境部、関係部局）

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

市は、第2節（初動期）2-3の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。（人権生活環境部）
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（人権生活環境部）
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。（人権生活環境部）

⁹⁶ 特措法第59条

- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（人権生活環境部）
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（総務部、人権生活環境部）
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（人権生活環境部）
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（人権生活環境部）

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への周知等

市は、職員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染防止対策や感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進を行う。また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要なメンタルヘルス対策を実施する。（総務部）

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および市民生活への影響を緩和し、住民の生活および地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる⁹⁷。（産業振興部、関係部局）

3-2-3. 住民の生活および地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動

⁹⁷ 特措法第63条の2第1項

計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる⁹⁸。
(上下水道部)

⁹⁸ 特措法第 52 条

伊賀市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年 月発行

伊賀市健康福祉部健康推進課

〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500 番地

ハイтопア伊賀 4 階

TEL : 0595-22-9653／FAX : 0595-22-9666